令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第4節. 原子力発電所周辺環境安全対策の推進

- 5. 原子力防災
 - (1) 国における原子力防災対策の見直し
 - (2) 島根県における原子力防災対策の見直し
 - (3) 原子力防災対策の充実・強化

(1) 事業目的

原子力発電所の万一の緊急事態に備え、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、 地域防災計画(原子力災害対策編)を策定し、各種の防災対策を実施しています。

また、平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて、県では、地域防災計画や広域避難計画を策定・改正するなど、必要な対応を行っています。

(2) 取組状況

① 国における原子力防災対策の見直し

国は、自治体等が原子力災害対策にかかる計画を策定する際の科学的、客観的判断を支援するため、原子力災害時の避難等にかかる専門的・技術的事項等について定めた「原子力災害対策指針」を平成24年10月31日に新たに策定しました。

また、その後も新たな知見等を踏まえ、8回の全面改正を行っています。

② 島根県における原子力防災対策の見直し

原子力災害の発生及び拡大を防止し、復旧を図るために必要な対策について、島根県をはじめと した防災関係機関がとるべき措置等を定めた「島根県地域防災計画(原子力災害対策編)」を定め ており、福島第一原子力発電所の事故以降、5回にわたり所要の修正をしています。

また、平成24年11月に原子力災害時における広域避難の基本を定めた「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」を策定し、その後の国の動きや県の取組みを反映した修正を、平成28年3月に行いました。

③ 原子力防災対策の充実・強化

ア 地域原子力防災協議会

平成25年9月の原子力防災会議において、国が地域防災計画・避難計画の充実を支援する方針を決定しました。これを受けて、内閣府は、原子力発電所の所在する13地域毎に問題解決のためのワーキングチームを設置し、関係府省庁による支援の取り組みを開始しました。

平成27年3月に内閣府はワーキングチームの機能を強化し、「地域原子力防災協議会」へ名称変更し、同年3月の防災基本計画の修正で、同協議会での国の取組を明確に位置づけました。

協議会では作業部会を設置し、避難計画を含むその地域の緊急時における対応(緊急時対応)を策定し、協議会で確認した上で、原子力防災会議へ報告し了承を受けることになっています。

島根地域では、平成27年3月以降22回の作業部会を開催し、個別課題について検討を進めています。

イ 放射線防護対策の実施

原子力防災拠点となる施設及び避難行動要支援者等の屋内退避施設(病院、社会福祉施設) に対して、外部からの放射性物質の侵入を防ぐため、施設内の陽圧化、気密性の向上、入退出 管理などの放射線防護対策を実施しています。

【令和元年度末の実施状況】

- 防災拠点施設: 7 施設
- ・病院、社会福祉施設(入所施設):19施設

ウ 広域避難計画の実効性向上

平成26年5月に「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」に基づく避難の受入先となる、 岡山県、広島県との間で、広域避難に関する協定を締結しました。

平成28年度には、「島根県避難退域時検査及び簡易除染実施計画」を策定し、実施体制や実施内容などをとりまとめました。

平成29年度には、国の「原子力災害発生時等における避難者の受入れに係る指針」を参考に、 避難者の受入手順や避難所の運営方法等について「避難者受入れガイドライン」を策定すると ともに、避難手段の確保に関して、4月に中国5県のバス協会と「原子力災害時等におけるバ スによる緊急輸送等に関する協定」、7月に中国5県のタクシー協会と「原子力災害時等にお ける福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定」をそれぞれ締結しました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
原子力安全対策課	0852-22-6590